

---

## QA18 避難区域内で事業を再開した場合の労働者の線量管理等はどのように行うべきでしょうか

---

事業者は、1万ベクレル/kgを超えて汚染されている土壌等を取扱う場合、または2.5マイクロシーベルト/時を超える場所で事業を行う場合、労働者の線量管理等の措置が必要です。

除染電離則（注）では、避難区域内で特定汚染土壌等取扱業務を行う場合、事業者には①被ばく線量を5年間で100ミリシーベルトかつ1年間で50ミリシーベルト以下とすること、②適切な線量管理と結果の記録・保存、③事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別な教育、⑦健康診断などを行うことを義務づけています。また、特定線量下業務を行う場合は、事業者には①、②、③（事前調査のみ）と⑥の措置が義務付けられています。【→低線量被ばくの健康影響についてはQA13を参照】

（注）東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

特定汚染土壌等取扱業務（1万ベクレル/キログラム超の土壌等取扱業務）

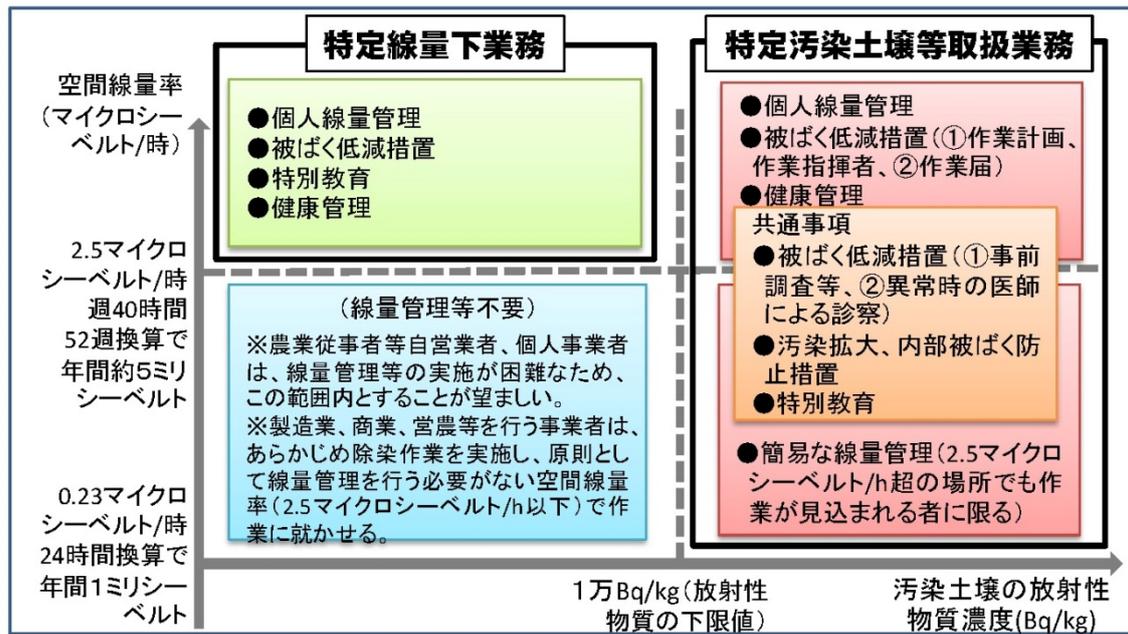
<想定される事業の例>

インフラ復旧、営農・営林（主に2.5マイクロシーベルト/時超の地域。避難区域外も含まれる。）等

特定線量下業務（空間線量率2.5マイクロシーベルト/時超での業務）

<想定される事業の例>

測量等、運輸業、屋内産業（製造業等。居住制限区域で再開した場合は該当の可能性が高い。）等



※：厚生労働省「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-1.html>

※：厚生労働省「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120625-3.html>

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日